

入会金並びに会費規定

蒲田工業協同組合木鶏会

(入会金)

- 第1条 会員として入会を希望する者は入会金を納入しなければならない。
- 第2条 入会金は10,000円とする。
- 第3条 既納の入会金は返戻しない。

(会費)

- 第4条 本会の会員は、会則の定めるところにより会費を納入しなければならない。
- 第5条 会費は次のとおりとする。
- | | | |
|-----|----|--------|
| 正会員 | 月額 | 3,000円 |
| 準会員 | 月額 | 3,000円 |
- 第6条 既納の会費は返戻しない。

(実施年月日)

- 第7条 この規定は、平成14年3月26日より実施する。